



応募はWebから

食品安全モニター募集について

<http://www.fsc.go.jp/monitor/>

または →

食品安全委員会 モニター

検索

締切

平成29年1月30日(月) 午前10:00

お問合せ先
内閣府食品安全委員会事務局 モニター係
電話 03-6234-1143/1150/1154
【平日 10:00~17:00】

食品安全モニターは何をするの？

- ★ 食品安全モニター会議（年1回）へ出席（主に東京、大阪で開催）
 - ★ 食品安全に関するアンケート等への協力（年1回程度）
 - ★ 食品安全に関する提案（思い立ったときに随時提出）
 - ★ 食品安全に関する情報の周囲への提供（日常生活の範囲で）
- などです。

食品安全モニター会議って何をするの？

モニターとしてご活躍いただくための説明や、食品安全に関する基本的事項の講義があります。

また、グループワークやモニター同士の交流の時間もあります。

モニター活動は仕事をしていてもできる？

会社にお勤めの方、学生の方、主婦の方等、様々な方がモニターとして活動してくださっています。

モニター会議の出席、アンケート等は時期が決まっていますが、提案や周囲への情報提供は、ご自身の日常生活の中で、無理のない範囲で行っていただければ結構です。

モニターの資格要件は？

食品の安全について関心があることはもちろんのこと、モニターとして活動していただく上で、食品安全委員会が行うリスク評価や食品安全行政について一定のご理解をいただく必要があることから、大学の学部や資格、現在又は過去の業務内容などの要件があります。

詳しくは、食品安全委員会ホームページを確認してください。

<http://www.fsc.go.jp/>

モニターになるメリットは？

- ★ 食品安全委員会発行の季刊誌「食品安全」（年4回）を始め、食品安全委員会が制作した資料等をお届けします。
- ★ モニター専用メールを使い、各地で開催される食品安全に関する講座等のお知らせもお送りします。
- ★ モニター会議では、いろいろな業種、地域のモニターの方々が集まり、交流が深められます。

食品安全モニターってボランティア？

モニター会議出席とアンケートへの協力については、規定に基づいて謝金（アンケート等に対しては1000円程度、会議への出席は3000円程度）や旅費※をお支払いします。

※旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律に準じます。

モニターの任期は？

任期は1年間（4月1日～翌年3月末）です。最長で5年まで延長できる制度があります。

年度途中での募集はありませんので、是非この機会にご応募ください。
今回は、約180名を募集します。

食品安全委員会って何をしているの？

食品中に含まれる食品添加物や農薬、微生物などの危害要因（ハザード）が健康に及ぼす影響を科学的に評価する機関です。

7名の委員で構成され12の専門調査会においてリスク評価等を行っています。

リスク評価の結果に基づいて、関係省庁がリスク低減のための措置を決定して実施します。これらの省庁、消費者、事業者等との間で情報を共有し、意見交換を行う「リスクコミュニケーション」にも取り組んでいます。



食品安全委員会

Food Safety Commission of Japan

内閣府